

**国土交通省独立行政法人評価委員会
空港周辺整備機構分科会（第2回）**

日時：平成15年9月12日（金）

14：00～16：10

場所：国土交通省2階 特別会議室

千葉室長 それでは、定刻でございますので、ただいまから「第2回独立行政法人評価委員会空港周辺整備機構分科会」を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には、ご多忙中の中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、航空局環境整備課の千葉と申します。よろしくお願いいたします。それでは、大変僭越でございますが、座って進行させていただきたいと思っております。

議事に入らせていただきます前に、本日は、当分科会の委員8名中、現在、5名の委員のご出席をいただいておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令第7条に定められております会議の開催に必要な定足数を満たしておりますことを報告させていただきます。

なお、筑波大学の石田東生委員、山田委員には遅れておられますが、本日、ご出席とのご連絡をいただいております。また、杉山委員ですが、本日ご欠席でございます。

それでは、議事に進ませていただきます。

盛岡分科会長、よろしくお願いいたします。

盛岡分科会長 それでは、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。第2回の当独立行政法人の空港周辺整備機構分科会を開催いたします。

前回、各委員からご意見をいただきまして、それをもとに、本日、中期計画、中期目標等につきまして修正いただきましたものをお諮りするというところでございます。併せて、ご覧いただきますと、業務方法書、それから役員給与規程等、各種の資料につきましてご用意いただきまして、ご審議を賜るということになってございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局のほうから資料等の確認をまずしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

千葉室長 それでは、まずお手元の資料について確認させていただきます。まず、議事次第、それから委員名簿、配布資料一覧、配置図、この4枚の後に、ホッチキスで綴じたものが二つほどございます。一番上が分科会第2回資料でございます。その下が同じく参考資料でございます。それから、別途、主な修正のポイントというものがございます。以上の配布資料でございますが、お手元にご確認いただけますでしょうか。不足のものはございませんでしょうか。

盛岡分科会長 よろしゅうございますでしょうか。先ほどおっしゃった主な修正のポイ

ントというのは、説明用の参考資料であると同ってございますので、基本的には、ただいまご紹介いただきました資料等をお使いいただいてご説明いただくということにしたいと思えます。

ご審議いただくことが2点ございますので、まずは、その第1点からお諮りをしたいと思っております。それでは、中期目標（案）、中期計画（案）につきまして、前回ご指摘いただきました事項に対する取り扱いも含めて、それでは、金澤課長さんのほうから説明をよろしく願ひいたします。

金澤課長 それでは、座ったままで失礼をいたします。

ご説明の便宜上、中期目標、中期計画の主な修正のポイントを打ちました別途お配りしたほうの紙、その後赤字で前回資料から見え消しをしたものを付けさせていただきますが、こちらでご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、全体を通じまして、前回もいろいろな委員さんからご指摘がございました、全体として冗長な記述を削ったことはもちろんでございますが、「できる限り」という表現であるとか、あるいは「努める」という表現であるとか、目標として、これからの物差しとしてなじまないような表現については端的に言い切るようにするというので、「図る」といった表現も含めて、できるだけ簡潔な書きぶりに改めております。これは個々の部分部分の表現ぶりのところで出てまいります。

それから、これも前回いろいろご指摘いただきました、現在どんな状況なのかという基礎データがやはり目標なり計画なりの裏打ちになるというご指摘でございますが、本文の中に取り込むと、ややうっとうしくなるということがございまして、別添の参考資料1-1、参考資料編の一番頭についているものでございますが、こちらのほうに現状に係るもろもろのデータ、特に中期目標・計画の数値目標に関わりある部分については漏れなく入れたつもりでございます。こちらのほうをいわば発射台にして目標・計画があるということで、これは個別のご説明は省かせていただきますけれども、必要に応じてご参照いただければと存じます。それが大きな2点目でございます。

それから、ポイントの紙の一番最後に「修正しなかった点」と書かせていただいております。前回、この法人の目標を掲げるに当たって、筋から言えば、あくまでも国民のためのサービス水準を確保するというのが最終目的であって、それをいかにうまく効率化できるか。順番から言えば、そういう流れになるはずだというご指摘をいただきました。ただ、この点につきましては、実は通則法の中でこの目標・計画に記載すべき事項を列挙し

ているのですけれども、法律の条文上の順番がこういう順番になってしまっているということ。それから、国土交通省所管の他の法人についても同様の順番で記述しているということで、ここにつきましては、一応、全体の他法人との整合もとるということで、お目こぼしをいただければというふうに存じます。

以上が全体の流れを通じての修正ポイントでございます。

それでは、見え消し版で本体のほうをご覧くださいと存じますが、前回同様に左が目標、右が計画ということになってございます。

一番上は修正はございませんけれども、2番の「業務運営の効率化に関する事項」のところでは、柱書きを前回入れておりましたが、3番の「サービスの向上」のところとの整合性もございまして、目標として必ずしも不可欠な要素ではないということで、お題目の部分は削除をいたしております。

項目立てとしては、従来同様に(1)「組織運営の効率化」。これは、右の計画のほうでは表現を簡潔にするための若干の作業を行っております。

(2)の「人材の活用」についても表現ぶりの修正。

それから、(3)の業務運営の効率化でございますけれども、代替地造成事業の効率化につきましては、実は前回のバージョンでは、この部分と、それから、その資料の3ページをご覧くださいなのですが、見え消しの一番最後のところですが、業務の確実な実施といたしまして、「代替地については、需要に迅速に対応することを前提に、長期保有リスクを回避する措置を講ずる」という記述をこの部分に入れてございました。効率化の部分の記述と、いわば分裂した書きぶりになっていたものですから、また2ページに戻っていただきまして、その旨のそこに書いてあった記述も含めまして、ここに統合いたしております。「代替地の保有区画数については、長期間保有することによる管理費累増等のリスクを回避するための措置を講じること」。計画の右側のほうでも、一般処分を行う旨、あるいは今後取得する代替地の保有期間を3年以内とする旨、さらには、一般処分を行う場合のホームページの掲載等々の記述をここにまとめて記述をいたしました。

それから、の共同住宅につきましては、「できる限り」というような表現を改めて、表現の修正を行っております。右側の計画のほうでも、表現上の修正ですけれども、できるだけコンパクトな記述に努めたということでございます。

それから、その下、の一般管理費の抑制でございますが、前回、数値が入っておりませんでした部分ですけれども、中期目標期間の最後の事業年度において、19年度になり

ますけれども、認可法人時の最終年度、平成14年度比で13%程度に相当する額を削減することというのを目標として指示をいたしております。この目標の書きぶりにつきましては、国土交通省所管の法人について、14年度比で13%というのを目標として掲げるという方針のもとに、他法人と同様の記述といたしております。右側の計画のほうでは、「中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度比で13%以上に相当する額を削減する」という表現にいたしております。実は、目標として文言上掲げる目標は13%というのを指針として掲げておりますけれども、実際にこの空港周辺整備機構は今後の収支の黒字を確保しなければいけないという事情もございまして、後ほどご説明させていただきます予算収支計画上は、より厳しい18.9%の管理費の削減を見込んだ形の予算をつくらせていただいております。そういう意味では、数値目標といえますか、今後の運営の一つの指針である予算計画上は厳しい削減になっておりますけれども、文言として世間にお約束する数値という点で言えば、国土交通省の他法人と同様に13%というのを示して、「それ以上」という表現とさせていただいている。必ずしも余りスッキリした形になっていないところがあって恐縮ですけれども、他の法人とのバランスの問題もありまして、こういう書きぶりにさせていただいております。

それから、3番の「サービスその他の業務の質の向上」でございます。(1)の業務の質の向上につきましては、余計なと言いますか、冗長な記述を整理いたしましたことと併せて、左側の目標のほうで幾つかの項目を独立して立てております。職員の資質向上、業務の成果の内部評価、契約関係事務についての一層の適正化等々でございます。右側の計画でございますけれども、
、
のところは赤字で「項目移動」というふうに書かせていただいております。これは、5ページをちょっとご覧いただきたいと存じますけれども、5ページの(3)のところ、実は前回、「他機関との有機的連携」というタイトルのもとに「関係機関との一層の連携」、「業務の質の向上」という記述を書いております。ここでも「業務の質の向上」というのが出てきているというご指摘がございまして、これを全部まとめることといたしまして、先ほどご覧いただいた3ページの部分に移しております。そういうことで、右側の計画のほうでは、
としては「連絡協議会の設置、年2回以上の開催」、
として「もろもろの職員研修、年3回程度の実施」をこちらのほうに移した形で記述をいたしております。

それから、
の契約関係事務について、考査役、契約係長の設置というのを新たに付け加えているところでございます。

それから、 の広報活動については表現上の修正でございます。

(2) 「業務の確実な実施」につきましては、次の4ページにまいりますけれども、3ページの一番下は先ほど申し上げた代替地の場所移動でございます。4ページが一番上、 のところに、前回ご指摘がございました、機構がこれから収支を改善していくための大きな拠りどころとなるはずの再開発整備事業について、前回、目標・計画がございませんでしたけれども、空港周辺のまちづくりの観点から、関係自治体と連携した事業を実施することという目標を掲げております。計画のほうでは、再開発整備について、都市計画や地域整備計画と整合する事業を実施する。施設整備に当たっては、企業からの提案を取り入れる等により、需要に柔軟・的確に対応する。目標期間中に7件の事業を行うという計画を記載したところでございます。

以下、 については民家防音事業、 については移転補償事業、 については、特定の集団移転でございますが、中村地区に関する移転補償事業ということでございますが、いずれも表現上の簡潔な表現を心がけた修正にとどまっております。

の緑地帯整備。それから、次のページにまいりまして、 の緑地帯整備。 は大阪で、 が福岡でございますが、これも表現上の修正でございます。

それから、(3) 「空港と周辺地域の共生」につきましては、先ほどの他機関との連携による業務の質の向上を上を持っていった関係で、タイトルを「空港と周辺地域の共生」に改めまして、そのための措置を講ずることという目標のもとに、右側の計画でございませけれども、これは前回から書かせていただいていた「エコエアポート構想に協力する」ほか、次の措置を行うということで、啓発活動、環境関係の見学要望への対応、校外学習への協力といったようなことを記述いたしております。

それから、(4) 「財務内容の改善に関する事項」でございますが、欠損金の3割圧縮。それから、次のページにまいりまして、未収金の大幅な圧縮ということを目指して、この目標のもとで予算計画、収支計画、資金計画をそれぞれ機構のほうで策定しているところでございます。これに関しましては、数字的な問題でもございますので、周辺整備機構の担当のほうからご説明をさせていただければと思います。

盛岡分科会長 それでは、機構の方、よろしくお願いいいたします。

機構経理課長 それでは、予算、収支計画、それと資金計画の各表につきましてご説明をさせていただきます。

それでは、本編資料のほうの6ページをご覧くださいませでしょうか。この3表でござ

いますけれども、中期計画期間、平成15年10月1日～平成20年3月31日でございますけれども、この間に係ります計数について、単位はそれぞれ100万円、単位未満は四捨五入ということで表示をさせていただいております。予算と収支計画、資金計画でございます。まず表のご説明でございますけれども、一番端の予算でございますけれども、収入と支出ということで表示をさせていただいております。この予算につきましては、基本的には各年度イコールの数字になるわけでございますけれども、後ほど説明いたしますように、収入・支出で若干誤差が出ているという状況でございます。一番右端の資金計画でございますけれども、この予算の収入と支出、これを業務活動、投資活動、財務活動の3つの活動区分に分けて表示をしているという表でございます。真ん中の収支計画でございますけれども、収益、費用をそれぞれ表示いたしまして、差引純利益、損益というふうな表でございます。こういった3表の位置づけでございます。

各表のご説明に入る前に、簡単に期間中の事業費とその財源につきましてご説明をさせていただきます。

恐縮でございますけれども、参考資料の9ページをご覧ください。これは15年度から、右にいきまして19年度までの予算の年度別の推移でございます。まず、事業費でございますけれども、各事業年度ごとに予定事業量を積上げ方式により算出したしております。平成15年度につきましては、10月1日から3月31日までのいわゆる下期の事業に、上期（4月～9月）、即ち認可法人の時代の事業費の繰越分を加算した額を計上いたしております。平成16年度につきましては、今、概算要求中でございますので、概算要求でお願いしております要求額を表示させていただいております。17年度から19年度まででございますけれども、16年度の概算要求額をベースに書かせていただいております。

それで、先ほど環境整備課長から説明がございましたように、中村地区の移転補償事業費がございますので、今申しました事業費に中村地区の移転補償事業費をプラスしているというふうな状況になっております。各年度の事業費でございますけれども、これは当該年度の予算編成過程で決定されるものでございますので、変更有りということでございます。よろしくご了解お願いいたします。

期間中の事業の主だったものを申しますと、まず、支出のところで私どもの事業は大阪固有事業、福岡固有事業、受託事業、その他事業というようにございますけれども、再開発整備事業につきましては、従来からの貸付型事業に加えまして、この期間中に店舗とか、駐車場、あるいは倉庫といったもので7件ほど新たに事業展開する予定でございます。

それから、固有事業の中の事業でございますけれども、代替地造成事業につきましては、租税公課とか、除草とか、そういった維持管理経費の計上をいたしております。さらに、固有事業の中の共同住宅建設事業でございますけれども、これは大阪だけでございますけれども、これも修繕費とか、あるいは租税公課といった維持管理経費を計上させていただいております。

受託事業でございますけれども、移転補償、緑地造成というふうな内訳でございます。移転補償につきましては、住宅、用地取得、工場等の補償というふうな業務。緑地につきましては、用地取得、建物補償、あるいは造成植栽工事、こういったものを積み上げております。

その他事業でございますけれども、民家防音事業でございます。工事区分に従いまして所要額を積上方式により、それぞれ年度別に計上させていただいております。

事業に係ります財源でございますけれども、このページの上のほうに収入というのがございます。固有事業につきましては、業務収入、それから補助金収入というふうに書いておりますけれども、これは国あるいは地方公共団体からの補助金収入。それと、長期借入金等収入ということで、一応、財源を構成いたします。

受託事業でございますけれども、これにつきましては、国及び地方公共団体からの受託金収入で全額賄っていただくわけでございます。

その他事業でございますけれども、国及び地方公共団体からの補助金。それと、住民の方々からの負担金ということで財源を構成しております。

以上、事業の概要と財源構成ということでございます。

では、戻りまして、この3表のご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず予算の表でございます。参考資料の9ページのほうをご覧いただきたいと思っております。併せてお願いしたいと思っております。

まず、収入でございますけれども、759億1,800万円で、真ん中より下でございますけれども、支出756億4,200万円を計上いたしております。この参考資料のほうでございますけれども、一番右側に金額ということで、この中期計画期間中の合計がございまして、収入計が759億1,800万円と支出756億4,200万円、2億7,600万円という差が出ております。これにつきましては、各年度ごとの収入・支出をご覧いただきましたらわかるのですけれども、平成15年度のところでこの差額が出ております。以下、右側にまいりまして、平成16年度、17年度、18年度、19年度と収入

と支出がイコールということでございます。平成15年度の差額でございますけれども、発生している理由としましては、まず15年度の通期の予算がございまして、前期分は認可法人で、後半が独立行政法人ということになります。したがって、それぞれの予算に区分したことによりまして差額が出てくるということでございます。例えば、長期借入金等の調達というのを予定しているわけですが、これは後半と申しますか、年度末3月を予定いたしております、そういった関係もございまして、後半は収入のほうが多くなっているというふうな状況でございます。

それと、この予算の表で、これも平成15年度でございますけれども、繰越金収入ということで2億4,400万円計上させていただいております。これは、固有事業の再開発でございますけれども、当初予定しておりました業務収入の一部が見込めないということから、繰越金受入というふうな項目立てをいたしまして計上しておるものでございます。

それから、次の表に移らせていただきます。一番右端の資金計画の説明に入らせていただきます。参考資料の11ページになりますので、ご覧いただけますでしょうか。

資金計画でございますけれども、これは予算の収入・支出に基づきまして、資金の入と出の状況を、それぞれ業務活動、投資活動、財務活動という3つの区分ごとに表示したものでございます。

それぞれの活動の内容を簡単にご説明させていただきますと、業務活動でございますけれども、固有事業、これは継続事業ということになるわけでございますけれども、それに受託事業、その他事業並びに人件費とか、一般管理費というふうな経費の支出で、収入につきましては、機構がそういった業務を執行することによって得ます収入というものを記載しております。

投資活動でございますけれども、固有事業のうち、先ほど業務活動で継続事業というふうに申し上げたのですけれども、この投資活動につきましては、再開発事業の新たな事業、いわゆる建物建設とか、そういった設備投資経費に係る経費を支出欄には計上いたしております。収入に関しましては、そういった設備投資経費に見合う補助金収入を計上させていただきます。

最後に財務活動でございますけれども、長期借入金、あるいは空港周辺整備債券の支出におきましては償還額、収入につきましては借入額、あるいは発行額というものをここに表示をさせていただきます。

旧機構よりの繰越金でございますけれども、この表の一番右に期間中の合計がござい

す。まず、表の下でございますけれども、資金収入の一番下に旧機構または前期よりの繰越金という欄がございます。合計で25億9,400万円でございます。内訳としましては、退職給付引当金としまして2億4,600万円。固有事業の賃借人から徴しております敷金4億2,100万円。それから、旧機構における収入・支出差と申しますか、運転資金と申しますか、これが19億2,700万円ということでございます。この繰越金に業務活動、投資活動、それに財務活動によりまして得た収入を加えたものが資金収入ということで782億6,800万円を計上させていただいております。

一方、この表の上でございますけれども、資金支出でございますけれども、業務活動、投資活動、財務活動によりまして支出を加えますと755億2,600万円、次期繰越金は27億500万円、資金支出の計でございますけれども、782億3,100万円の金額を見込んでおります。

資金収入のほうの、旧機構、または前期よりの繰越金、あるいは資金支出の次期繰越金が25億とか27億円というふうに多額になっておりますのは、予算計上の関連等から、資金計画上、繰越金として整理していることによるものでございます。

ちなみに、収入のほうでございますけれども、業務活動と投資活動、財務活動の収入額を足しますと、756億7,400万円という数字が出てまいりまして、先ほどの表を3つ表示している資料の6ページでございますけれども、今加えました金額が、一番左の予算という表の業務収入から繰越金収入まででございますけれども、この中の業務収入から雑収入までを加えた額とイコールになります。

一方、資金支出の業務、投資及び財務活動を加えますと755億2,600万円でございます。これに、いわゆる退職手当の繰入額というのがございまして、これは特段、機構から出るものではないので計上していないのですけれども、この繰入額が1億1,600万円。これを足しますと756億4,200万円でございます。先ほどの予算の表の支出の合計と一致するというふうな表の関連になっております。

続きまして、収支計画の表に移らせていただきます。参考資料の10ページのほうをご覧いただけますでしょうか。この収支計画で損益というのが表示をされるわけでございますけれども、冒頭にも若干触れたのですけれども、損益が発生するのは固有事業だけでございます。受託事業、その他事業に関しましては、受託金、あるいは補助金、住民さんからの負担金でもちまして、財源に充てますので、そこでは損益は発生しないということになります。

それで、この表の一番右、期間中の合計のところをご覧いただきたいと思います。表の半分から下のほうでございます。収益の部というところでございますけれども、684億200万円。それから費用の部、一番上でございますけれども、680億4,000万円でございます。この収益から費用を差し引きましたものが、下から3番目でございますけれども、純利益ということで3億6,200万円の利益ということでございます。目的積立金取崩額がございませんので、これは総利益で同額が計上されるということになります。

続きまして、欠損金のご説明に移らせていただこうと思います。参考資料でございますけれども、こちらのほうの12ページをご覧いただけますでしょうか。それと、同じ参考資料の8ページ、これは貸借対照表の10月1日の見込みでございますけれども、こちらも併せてご確認願えますでしょうか。10月1日の予定でございますけれども、まず、参考資料のほうの、タイトルが繰越欠損金の圧縮率というところがございますけれども、繰越欠損金、空港周辺整備機構全体といたしまして、11億8,800万円と表示をされております。

片や、参考資料の貸借対照表のほうでございますけれども、こちらのほうをご覧くださいますと、負債及び資本の部、真ん中付近のやや下のほうでございますが、資本金がございまして、剰余金という欄がございます。ここで1,188、この表は単位が100万円でございますので、11億8,800万円ということで、10月1日時点では、欠損金はこの額が発生するというふうな状況でございます。

参考資料12ページに戻らせていただきますけれども、この表の下のほうは単年度の損益、先ほど収支計画でご覧いただきましたところに相当する分ですけれども、単年度損益で、15年度につきましてはが出るわけでございますが、16年度以降はプラス利益が出ているわけでございます。この欠損金につきましては、それぞれの年度で発生します利益で充当させていただくというふうにご覧いただいております。この額の圧縮の状況でございますけれども、平成15年度の期首10月1日時点で11億8,800万円でございますけれども、この12ページの一番右、19年度予定では8億2,600万円でございます。30%の欠損金の圧縮というものを予定させていただいております。

それと、未収金の圧縮でございますけれども、参考資料の8ページ、貸借対照表のほうを再度ご覧いただけますでしょうか。表の左、資産の部でございますけれども、流動資産というのがございまして、ずっと下りていただきますと、一番下に貸倒引当金、その上に

未収金という欄がございます。金額は100万円でございますから6億2,600万円でございます。大阪固有2,100万円。あと、右にいきますと、受託その他で5億7,600万円と2,900万円でございます。この受託その他につきましては、国あるいは地方の補助金等々で収入されますので、ここは除外して考えておりまして、大阪固有の2,100万円が未収金というふうな認識を持っております。これにつきましては、内容としましては、共同住宅建設事業に係ります未収家賃でございまして、これにつきましては、新規発生を極力抑制するという。あるいは、精力的に回収ということを考えておりまして、期首に比べまして40%程度圧縮、額にしまして800万円でございますけれども、40%圧縮というふうな計画を持っているところでございます。

それから、4番目の短期借入金の限度額というところでございますけれども、短期借入金につきましては、資金不足となる場合におきます借入金の限度額ということで14億円を計上させていただいております。これにつきましては、期中におきます収入・支出の収支差によりまして、資金不足が出るということも想定されるということ。さらに、予見しがたい事故等の事由によりまして、資金不足に至る場合も想定されるということで、限度額を14億円ということで定めさせていただいております。

それから、本編同じページでございますが、5番目の「重要な財産の処分等に関する計画」でございますけれども、これは特段該当なしということでございます。

6番目の「剰余金の使途」につきましても、該当なしということでございます。

以上でございます。

盛岡分科会長 それでは、続きまして、金澤課長のほうから残っている部分をお願いします。

金澤課長 それでは、残りの部分、本編4ページの左側の目標で5番、右側の計画で7番の人事の関係のところでございます。見え消しでなくて本編でご覧いただきたいのですが、人事に関する計画として「計画的な人員の抑制」ということを目標に掲げた上で、右側の計画のほうでは、次の5ページになりますけれども、定年退職者の補充に当たっては、原則として業務の進捗に応じ削減、それから出向者の若返り、人件費の抑制というものを掲げた上で、「独法の移行時において、組織職員数の見直しを行い12名削減する」、さらに「中期目標期間中に計画的に人員を抑制する」という記述を付け加えております。見え消しのほうには出ておりますが、前回より若干表現が変わったところがございますけれども、本質的には変わっておりません。

以上、中期目標・計画をご説明申し上げましたけれども、2点ほど留保させていただきたいと思います。

1つは資産の関係で、先ほど貸借対照表、累積欠損の解消見込みをご覧いただきましたけれども、貸借対照表の作成の前提となります機構が持っております資産の評価につきましては、現時点で機構のほうで不動産鑑定士の意見を踏まえて時価評価した資産価値を前提といたしておりますけれども、公式には、正規に独立行政法人が発足した後で資産評価委員会という公的な組織を置いて、そこで評価を確定することになっております。したがって、数字そのものは鑑定を取った時価評価になっておりますので、大きく変わることはないと思っておりますけれども、ただ、公式にどうかと言われれば、資産評価委員会の場で諮られて初めて確定する。したがって、貸借対照表もその時点までは確定しないし、欠損金も確定しないということになっているという、その点の留保が1点。

それからもう1つ、中期目標、中期計画全体につきまして、目標の作成とか、中期計画の認可については、制度上、財務省への協議が必要でございます。現在、財務省と事前協議中でございます。それともう1つ、行革参与会議のほうでも、いろいろと一般管理費以外にも、事業費そのものに係るコストダウン、あるいは全体の経費の抑制といったことについて議論がなされております。本日も参与会議が開かれているようでございますし、そういう関係で、基本的な構造はただいま申し上げた説明のとおりでございますけれども、今後、若干そうした行革参与会議からの指示、あるいは財務省との協議のプロセスで、数字そのものは動いていく可能性があるということをご了解いただきたいと思います。

仮に動くとするれば、より歳出を抑制する方向の見直しになるかと思っておりますけれども、動きました場合には、改めて動いた数値関係の資料についてお送りいたしまして、ご意見に異動がないかどうか確認させていただく手続は踏みたいと思っておりますが、本日は、そういう数値異動の余地が残っているということを前提にしてのご議論ということでご了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

盛岡分科会長 ありがとうございます。業務運営の効率化、それから明確な形で業務の実施事項、さらに、いわゆる財務的な部分のかなり詳しいご説明をいただきました。さらに、最後のところでは、いわゆる人事の問題につきましても説明いただきましたので、一括してご質問及びご意見を賜りたいと思っております。いかがでしょうか。前回ご指摘いただいたところは、かなり明確な形で直していただいたわけですが、ただ、修

正しなかった点は、通則法のいわゆる順番であるとか、あるいは他の国交省の法人と共通扱いという点で、記述順が「サービスその他の業務の質の向上」というのは、残念ながら一番最初には書いていないということを含めてご説明いただいたかと思います。それでは、どうぞ。どこからでも結構でございますので、ご意見をいただきたいと思います。

北村委員 前回も示していただいている部分について、そのときに申し上げなかったことも含まれると思いますけれども、まず、中期計画の2ページのところですが、(1)の「業務の質の向上」で、
、
、
で連絡協議会を設けて年2回、あるいは外部講師による研修を年3回、さらには内部評価制度を取り入れるという部分ですけれども、これは中期計画ですから、これを4年半の中でやるということでしょうけれども、では、特に
ですけれども、1年度目からこれをやりますよという理解でよろしいのでしょうか。それとも、この中期計画期間内にそういう制度ができるようにするというのか、スケジュールの問題はいかがでしょうか。

盛岡分科会長 いかがでございますか。では、機構のほうからお答え願います。

石垣理事 「1年サイクルの内部評価制度を導入して」というところのご質問だと思いますけれども、内部評価制度につきましては、認可法人の現在でもやっております。それをさらに充実をして、回数も増していこうということでございますので、中期計画の終わりまでにというふうには考えておりませんで、早速といいますが、年度内ぐらいには充実の中身を示せるようにしたい、このように思っております。

北村委員 「導入」と書いてあったものですから、これから導入するのかなというふうに読めたものですから。申しわけございません。

それから、先ほどのご説明でわかったのですけれども、4ページの未収金を40%圧縮するという表現の仕方ですが、先ほどの説明では未収金のほとんどの部分が受託の未収金ですので、それは圧縮することにはならないだろうと思うので、むしろ「未収家賃を」とお書きいただいたほうが誤解がないかなという気がいたしました。

それから、5ページの一番最後ですけれども、「独立行政法人への移行時において見直しを行い、15年4月時点に比して12名を削減する」というふうな表現になっておりますけれども、移行時において、すでに15年4月時点よりも人員は減少するということはありますでしょうか。即ち、12名の中には、4月以降9月末までに減少する人員が入っているかどうかということになると思うのですけれども。

石垣理事 移行時ということでございまして、4月からの認可法人の期間ということで

はなくて、独立行政法人になりましたらすぐということでございます。独立行政法人に入ってという意味でございます。ただ、入りましたら早速やりたい、このように思っております。

盛岡分科会長 ということは、9月末から10月1日の間ということですね。

石垣理事 10月1日以降すぐですから、10月1日にはやりたいということでございます。

北村委員 というのは、12名の削減というのが、4月末現在での人員から12名削減ということですよ。

石垣理事 はい。

北村委員 そうしますと、質問したかったのは、9月末までにお辞めになる方はいらっしゃらない。4月末と9月末は同じ人員ですか。

石垣理事 予算的には同じでございますが、実質、辞めた方の後補充等については、これは役員は入っていませんが、例えば役員等でもそうですけれども、後補充なしということもやってはおりますけれども、予算的には10月1日から削減をするという形でございます。

北村委員 わかりました。というのは、4月時点からの12名ですから、その間に辞める方もいらっしゃったら、これは独法の削減人数ではないということになるかと思いますので、ちょっとそここのところを確認したかったです。

盛岡分科会長 2番目の点はよろしゅうございますか。「家賃」という明確な記述のほうで正確ではないかという点は、修正していただくということによろしいですか。

金澤課長 はい。

盛岡分科会長 それでは、ほかにご意見をお伺いいたします。

山田委員 意見というほどではないのですが、出ないようでしたので、その間の場つなぎに少し……。ずいぶん手を入れてクリアな形にされたと思いますが、2番の「業務運営の効率化に関する事項」のところの表現の細かいことでちょっと気になった点と、単純な誤植みたいなこと、それから質問をさせていただきたいと思えます。

まず、2の(1)の最後の行に「責任体制を明確化するために必要な体制を整備すること」という表現が何か気になって、例えば「責任を明確化するために必要な体制を整備すること」のほうがいいのかなという気がして、それがいいとは申しませんが、体制を明確化するために体制を整備するという表現がちょっと気になりました。

それから、2番目の「人材の活用」でございますが、これは人材の活用についておっしゃっているので、効率化については1番と3番に書いてありますので、また、目標のほうには「効率化」が入っているけれども、計画のほうには「効率化」という表現もありませんので、目標のほうの「効率化」というのはお取りになって、「地域を活性化すること」というほうがよろしいような気がいたします。

それから、飛びまして、3ページの3の(2)の2行目に、これは単純な誤植でございます、「買入れにおける」の「に」が2つありますので、お直しいただきたいと思っております。

それから、今度は質問でございますが、中期計画の2番です。2ページの(1)の「連絡協議会を設ける」ということで「連絡協議会」という言葉がここに出てきます。それから、4ページの(3)のイのところ「周辺地域活性化促進協議会等」と出ていますが、最初のほうは新たに設けると。後のほうは特に書いていないのですが、私自身が不勉強のせいで、この辺の違いというか、関係がよくわからなくて、多分、後のほうは「エコエアポート構想」に関連してあるのかなとも思うのですが、ちょっと教えていただければありがたいということです。

それから、もう1点は、ちょっと戻りますが、3ページ、2の(1)の口のところでございます。口は「広報活動を行ってニーズを把握する」という表現になっておりますが、広報活動を行うということは、アピールすることにはなるのですが、揚げ足をとるようなことを言って恐縮ですけれども、パンフレットを配ったり広報誌へ記事を掲載することは、アピールすることにはなるけれども、それを読んだ人がどういうふうにとったかということフィードバックする手段がないような気がいたしました。ということで、イのところの最後に「ホームページについてアクセスを10%増加させる」と書いてあるのですが、アクセスを10%増加するという、いろいろなところに手段が明記してあるのですけれども、こういうものを10%正確に上げていくというのはなかなか大変かなと思うのですが、ホームページにご意見をいただくとか、どこかいろいろリンクを張ってもらうように心がけるとか、何かその辺の手段を明記して、住民のニーズを把握する手段が少し明確化されるほうがいいような気がするというような、非常に細かいことばかりたくさん申し上げました。

あと、最後にもう1つ、私、予算等のことは全く素人でありまして、黙って聞いておればよいのだらうと思うのですが、例えば予算と資金計画とか収支計画の数字というのが、

合計した額が合わないのがどうもよくわからなくて、素人の委員もいるということで、例えば予算と資金の合計額が合わないのは、それでいいのだというようなあたりをちょっとご説明いただけるとありがたいのですが。たくさん申しまして済みません。

盛岡分科会長 ありがとうございます。本当にたくさんおっしゃいましたが、「てにをは」の部分は結構かと思うのですが、選択をしてお答えいただけるところをと思うのですが。「責任体制を明確にして」という部分は「体制」というのを取ってしまえばそれでいいと思いますが、その後のタイトルはいかがでしょうか。

金澤課長 ご指摘いただきました「人材の活用」のところの「効率化」というのは、確かに右側の中期計画のほうに書いていないというのは不整合になっておりますので、ちょっと検討させていただきたいと思っておりますけれども、「効率化」というのはほかの項目で十分具体的な目標・計画として書かれているとも思えますので、「人材の活用」の項は組織を活性化するということを目標に端的に掲げるという方向でちょっと検討させていただきたいと思っております。

それから、広報活動を強化するのとニーズの把握というのは、確かに手段と目的としては整合していないところがあるかと思っておりますので、このあたりも具体的な手段の形で意図するところが達成できる、その関わりがつけられるように内容を再度検討させていただければと存じます。

あと、促進協議会の関係は・・・。

盛岡分科会長 それでは、連絡協議会と促進協議会の違いをどうぞ。メンバーが違うと思っております。

石垣理事 連絡協議会につきましては、認可法人の中では、審議機関ですけれども、評議員会がございまして、その中には市の長の方とか自治体の方も入っておられまして、いろいろ自治体住民の方々のご意見、ご意向を反映するという場がございましたけれども、独立行政法人になりますと、それがなくなるということがございまして、自治体住民の方々のご意向を我々の活動に反映する。それで、自治体の方々からも意見をやる場ということで検討がされました。連絡協議会というのは、そういうことでいわゆる意見交換が主になりますけれども、機構からもご報告をするとか、意見を言うとか、自治体からもご意見をいただく、そういう場としての会が連絡協議会で、これからつくっていく。今、どういふメンバーにしようかということでお話をしているところでございます。それから、周辺地域活性化促進協議会については、既に福岡にしてもそうでしょうし、大阪空港の周辺

にも活性化促進協議会というのが、いわゆる民間の団体もございますし、自治体のほうにもございます。そういうところと連携をとりながらということでございまして、例えば大阪でございますと、関西空港ができたときに、国際便が移った後にいろいろと大阪近辺でも活性化していかなければいけないだろうと、こういうようなグループがいろいろございます。それらと連携をとっていきたいと思っております。

山田委員 どなたにもおわかりになる表現であるということですね。

石垣理事 特に大阪とか福岡の周辺の方にはわかっていただけるだろうと思えますけれども。

山田委員 不勉強で申しわけありません。

石垣理事 それから、アクセスにつきましては、そういうシステムを福岡、大阪、両方とも持っております、そのシステムの中身の充実についてはこれから図っていくわけでございますけれども、それをもとに10%以上アクセスが増加するように、その結果が出るようにこのシステムでしますけれども、機構についてアクセスをしていただけるように、その中身を充実していきたいという目標でいきたいと思っております。

盛岡分科会長 ありがとうございます。先ほどおっしゃった連絡協議会の性格は、基本的には意見交換の場であるとおっしゃいましたね。そのお話の中で、以前は評議員会というのがあったということで、安河内委員さん、私を含めて、評議員を長年務めさせていただいたのですが、評議員会を開催したときの印象は、確かに意見交換というのはあるのですが、もう1つは、この機会に地元の首長さんがかなりこれまでの経過も踏まえて、お国に対するご要望を公式に述べられる機会という形で機能していたように思うのです。これが意見交換という形になりますと、非常に実務的な意見交換はされるのでしょうか、ややこの周辺の自治体の、空港と地域との共生という大命題に即したある種の協議の場というのがこれからは少しなくなるという点の、心配ではないのですが、そういうことに対してどのように配慮していったらいいかということをかすかに覚えるのですが、この点はいかがでしょうか。

石垣理事 この連絡協議会は年2回以上やるということですが、そのほかにも幹事会のようなものを評議員会の前にもやっていたわけですが、それも引き続きやっていきたい。それで、こういう評価委員会の中身の報告をしますとともに、予算に向けての各自治体のご意向もお聞きして、自治体の意向が反映できるような会にしていきたい、このように考えております。結果として、審議機関ではないのですが、自治体の意向を十分に酌

んで、それを反映させるような形にはしていきたいと思っております。

盛岡分科会長 ありがとうございます。

北村委員 今、山田委員からも予算とか何かのお話があったと思うのですが、これについては私自身も考えや何かが理解できないところがあります。前提といたしまして、財務大臣との協議ということがあるようですから、当然、数字が変わってくるとは思いますので、その過程においてももう少しわかるような形で、あるいは数字の整合性がとれるような形でご検討いただければというふうに思いました。

盛岡分科会長 ありがとうございます。この点は相当詳しくご説明いただいたのですが、詳しく説明していただくほど、またかえってわからなくなってしまうところがありまして、特に、わりと数字的なものが合わないということの本質的なところだけピタッとおっしゃっていただけたらよかったかなと思うのですが、その辺はいかがですか。合わないのは当然だと言ってしまうと身もふたもないのですが、

機構経理課長 収入と支出の不一致という点でございますけれども、今ご質問がございましたのは予算と資金計画ということだと思っておりますが、1つ、まず予算のほうでございますけれども、恐縮でございますが、参考資料の9ページを再度お開き願えますでしょうか。ここでは予算計画の年度別の状況を表示させていただいております。平成15年度の欄でございますが、ここで差が出ているということでございまして、16年度以降、19年度までの各年度におきましては、収入と支出というのはイコールになっております。通常、予算の計画でございますので、収入・支出はイコールになるわけでございますけれども、平成15年度につきましては、4月から9月までが認可法人の予算で、10月から3月までは独立行政法人に係る予算ということで、9月末で線を引っ張っているということがあります。具体的に申し上げますと、年度の前半では、事業費を運転資金、手元資金で支払いをしているわけですが、その事業に係る借入というのは年度末に起こします。通期で見ればイコールになるのですが、上期・下期で切った場合に誤差、端数が出て、前半は支出超過、後半は収入超過になる訳でございます。通期で見ればイコールということになります。

盛岡分科会長 ありがとうございます。

廻委員 3点ばかりありまして、最初は、この前、私が申し上げた効率化とサービスの質の向上の順序の点は「修正しなかった点」というところでわざわざ挙げていただいたのですが、効率化（エフィシェンシー）には、いいサービスをなるべく安いコストで行うと

いうふうに考えれば、サービスのことも含まれるというふうに考えられますのでこれでもよろしいかと思えます。最近、効率化のための効率化とか、民営化のための民営化というようなことを耳にするのでちょっと気になりました。ただ、これは感想でございますので、これで結構でございます。

2つ目には、人員12名削減の件ですが、こういう表現のほうがよろしいのでしょうか。例えば総人員を何名と決めて、それにする。それが12名減るのか、10名減るのかは余り関係ないような気がします。人数の差で表現するというよりは、現在何名だったのを何名にするというほうが明確な感じがするのですが、それは感想でございます。そうしろということではございません。

それから、今、予算計画とか、いろいろご説明いただいたのですが、私もやはりよくわからないのですけれども、ただ、これ以上のご説明をいただくともっと混乱するので、これで十分だと思うのですが、むしろ教えていただきたいのは、例えば業務収入というのは平成16年、17年、18年と増えているのですが、これはどうして増えていくのかとか、あるいは、支出の受託事業がかなり増えていくというのも、これはどういうことなのかということ。そういう説明をもう少しいただきたかったという気がします。

それから、あともう1つ、ここの表の書き方、例えば10ページに収支計画表などがありますね。例えば費用の部といって97億とかありますけれども、要するに、経常費用96億8,800万円という数字の中の内訳と合計とがみんな同じ字(大きさ、書体)で書いてあるのは非常に見づらいので、太字と小さい字にするとか、これはこれの合計だとか、もう少しわかりやすくしていただいたほうが見やすいかなと思えます。せっかくこちらの区分のところは頭出しを引っ込めたりしてあるのですが、数字のほうは全部ただ並んでいるので、ちょっと見づらいというのが私の印象でございました。ほかの方は見づらくないのかもしれないのですが、私にはちょっと見づらかったと、それだけです。

盛岡分科会長 ありがとうございます。今ご説明いただいた中で、第1点は感想だというふうにおっしゃっていただきましたので、特に予算の部分の業務、あるいは補助金、受託金を含めた、さまざまな活動の結果としての予算収支、資金等が変化していくのは、多分、業務内容なり、受託内容の積み上げが前提にあると思うのですが、それが大体どういう方向で4年半、予定をされているかということについて少しご説明くださいということかと思えます。

機構経理課長代理 ご説明します。業務収入が増えていきますのは、貸付型の再開発を

実施いたしまして、その賃料が増えるということで、これが年を追って増えていくのは、その箇所数についても、ある程度の箇所を実施するという想定のもと、金額を積み上げております。また、受託金収入が19年度に向けて増えていきますのは、特に大阪の中村地区の移転補償の部分は19年度がピークになるわけですが、その部分を17、18、19と特に入れ込んでおりまして、移転補償事業について大きくなっていくということでございます。

金澤課長 補足して。実は、先ほど財務省と協議中であるという、そのポイントの部分の1つがこの受託収入、それから、その下に補助金等収益というのがございまして、ここも16年度から見ると多い金額が入っているのですけれども、全体として私どもが予算措置する委託なり補助なりの業務量が増えるという前提を置いているのですが、この点については財務省からかなり厳しい、そういう右肩上がりの発想を役所としてとっているのはおかしいという指摘がございまして、この辺が今後の協議のポイントになってくる部分でございます。

盛岡分科会長 よくわからないのですけれども、日本の政府の財政は基本的には単年度主義ですよ。そして、業務内容的に言うと、4年半先の積み上げについては、事業官庁としてはある見込みを持っているわけですが、それを財務当局に認めていただく手順が、独立行政法人のメカニズムの中でどういうふうに機能するかというのが私よくわからないんですよ。その点はいかがなものですか。

金澤課長 法律上、この目標を国土交通省が作り、それから機構の計画を国土交通省が認可するに当たって、国土交通大臣が財務大臣に協議するということが定められております。その協議の本質は、確かに予算編成のような最終的な成果物を査定して確定する作業とはちょっと違うだろうとは思いますが。財務省のほうも、これはあくまでも4年半にわたる、要は中期期間中の計画にすぎない。予算として何か収入・支出を確定するというものではないというつもりではおりますけれども、ただ、物事の考え方として、国土交通省は右肩上がりの考え方でいくのか。あるいは、これから徐々に対前年で少なくともマイナスということしていくのか。そのあたりの計画としての考え方という意味でのチェックが入るものと考えております。

盛岡分科会長 石田委員さん、このあたりはいかがでしょう。航空整備の委員会等がございましたけれども。

石田委員 それではないのですけれども、1回目休みまして、2回目も遅刻いたしましたし

て申しわけございません。説明があったかもしれませんが、まず感想ですが、私自身も、盛岡先生も多分やっておられると思うのですが、大学もこういうのを書かされるわけですけれども、そのときに、こんな数値目標を入れるというのはなかなか大変なので、よく思い切ってこういう数値目標をたくさん書かれたなということについては敬意を表したいと思います。十分見込みといたしますか、成算があつての話だと思えますけれども、どうしてそうなるのというところが、読ませていただくとなかなか伝わってこないような気がするのです。国土交通省の中で協議されるだけだから、プロがやる議論なので、それでいいのかもわかりませんが、こういう世の中ですから、やはりもう少しわかりやすさというのを出されたほうがよくて、多分、そういうことをホームページなどにも盛り込まれるような努力が必要ではないかという気がいたしました。

例えば、多分、皆さん気になるのが欠損金の30%圧縮という非常に思い切った数字を出されているのですけれども、これがどういう形で達成されるのか。一般管理費とか、人件費を抑制する。あるいは、その一方、収入を増やす努力をするということだと思えますけれども、その辺がどうつながってくるのかというのがなかなか見えてきませんので、ぜひその辺を、特にパブリック・リレーションということを考えられた場合には、工夫していただければいいというふうに思います。

それと、単年度主義ですけれども、こういうのをどう見るのかというのはなかなか難しいと思えますけれども、あうんの呼吸でやられていくのかなという気がします。済みません、勝手なことを申し上げました。

盛岡分科会長 ありがとうございます。あうんの呼吸のほうは決着はついたということにさせていただきまして、先ほどおっしゃった欠損金11億円につきましては、多分、安河内委員さんも関連のご意見があるかと思えますので、まず意見を伺ってから、扱いについてまたお答えいただきたいと思います。安河内委員さん、どうぞ。

安河内委員 私、欠損金については余り意見がないのですけれども、ほかの意見でよろしいですか。

盛岡分科会長 ことによると、この種の欠損が生まれてくる背景は、やはり一定の投資的行動と表現すべきでしょうか、ある種の再開発事業的なもの見込みという点から発生しやすいように思っています。それはどう扱うのかということになりますと、これと福岡のほうでもそういった事例があるように思ったものですから、ちょっと安河内さんに振らせていただいたということで、済みません。

安河内委員 では、そのことと、ほかのことも含めて、全部よろしいですか。

盛岡分科会長 どうぞおっしゃってください。

安河内委員 それでは、今の再開発のことですが、前回申し上げまして、再開発のことを全面的に3ページに入れていただきまして、私としては、これはこれで非常にいいのではないかというふうに思うのですが、ただ、今、分科会長からのご指摘がありましたけれども、やはり再開発整備事業はこんなにうまくプラスがずっと出てくるような事業でもないだろうというふうに思いますので、そういう欠損金も、予算にはそういうマイナスがほとんど出ないような感じもしますし、あるいは、参考資料の9ページですが、先ほど収入のところでご質問がありましたけれども、私は支出のほうがちょっと気になっておりまして、大阪固有事業と福岡固有事業で、例えば16年度は大阪固有事業は20億、17年度は福岡固有事業が21億というふうに突出している年があるのは、これは何か計画をお持ちなのでしょうけれども、どういうことをお考えになってこういうふうになっているのかということをお少し疑問に思いました。

それで、先ほど本編の3ページの再開発事業の八のところ、期間中7件の事業を行うというふうにありますけれども、それがこの予算のあり方と関連しているのでしょうか、7件こういういろいろなことをお考えなのだろうか。それは質問というか、疑問です。

それから、再開発事業に関しては、先ほども申し上げましたように、プラスというよりは、マイナスが出やすい、リスクが非常に大きいかと思えますけれども、本編の3ページの口のところで、「施設の整備に当たっては、仕様等について企業からの提案を取り入れる等により」というふうな書き方がなされていますけれども、私がこれまで機構の評議員などをやっておりますと感じているのは、仕様とか、そういう問題もありますけれども、もともと土地を国から借りて機構が建物を建てなければいけないという、そういうあり方がリスクを生みやすいという感じがしますので、これは国有財産法とか、そういうものとの関連もあると思いますが、そういう方法をもう少し考えないと、常に非常に大きなリスクを負わざるを得ないのではないかという感じがしますので、すぐにそういうことをここに書けるかどうかわかりませんが、単に口のような仕様等についての提案とか、そういうレベルの問題は必要だと思いますが、それ以外のことも、貸付型の再開発のあり方を、あまり「検討する」という書き方はなさらないそうですけれども、そういうことをそれこそ検討していくことが将来的に必要ではないかというふうに感じました。

それから、それ以外のことについても、ついでによろしいですか。

盛岡分科会長 どうぞ。

安河内委員 2点目は、最初の見え消し版の1ページ目ですけれども、中期目標(案)の2の「業務運営の効率化に関する事項」の後で4行消してありますけれども、これは結構大事なことで、別にここにある必要があるかどうかはわかりませんが、機構の目的とか、今後どういうふうにしたらいいかというふうなことを結構簡潔に書いてあるというふうに思いますので、ここからもっと別のところに、例えば先ほど大学の中期目標、中期計画の話がありまして、うちでもやっておりますが、前文のような形でこのことを書いたりしていますので、ほかのところはそういうことはやっていないからというのはあると思いますけれども、こういう機構の機関としての目的というか、あるいは目標というふうなことはあったほうがわかりやすいのではないかと思います。それが第2点目です。

それから、第3点目は非常に細かい点ですけれども、本編の1ページのほうで、非常に細かくて恐縮ですけれども、中期計画の(3)の「業務運営の効率化」のほうの「代替地造成事業の効率化」で、イモロもそうですけれども、代替地の保有区画数を何区画以内にして、必要に応じて一般処分も行う。また、今後取得する代替地の保有期間は3年以内とするというふうにありますけれども、私の感覚では、必要に応じて一般処分もするのに、さらに今後取得するというのが何となく違和感があって、書いてもいいですけれども、必要に応じて一般処分を行って、現在もなさっておられると思いますけれども、民間の不動産会社などの情報を活用するというふうなことをお書きになったほうがいいのかというのが感想です。私は、「また」以下の「今後取得する代替地」というのは要らないのではないかとこのように思いますけれども、それは私の感想です。

それからもう1つは、2ページ目の、先ほど問題になりましたけれども、中期計画のほうの大きな2の(1)の ですけども、「業務の質の向上」の 「出資者である国・府県・市及び関係自治体で構成する連絡協議会(仮称)を設け、年2回以上開催する」というふうにありますけれども、私の感覚では、年2回以上開催すること自体が目的ではないだろう。開催して、先ほど意見の交換をすとか、情報を共有すとか、それが目的だから、そういうことを書かないと、これだと、とにかく形式的に2回開催すればいいという感じがしますので、もちろんそういうことはないとは思いますが、目的は別に書かなくてはいけないのではないかとこのことです。細かくて申しわけありません。以上です。

盛岡分科会長 ありがとうございます。ご意見のほうの4点ございました中の最後の今の意見交換なり、さまざまな協議が目的であって、2回開催するというのは手段ではな

いかと。ここは少し変えていただくということでいいかなと思うのですが、その前段の代替地の一般処分をしながら、また代替地をという、このあたりのくだりは、ご趣旨と本音があるようでしたらこういう中身は書く必要があるということでご回答いただいたほうがいいかなと思います。

それから、前文的な文章をやはり書いたほうがいいのではないかというご意見は、安河内委員さんだけではなくて、ほかの委員さんもお持ちのように思うのです。今回は比較的淡々と法に基づき機関はこうでというように書いた後、非常に具体的な効率化の中身にスッと入っておりまして、空港周辺整備機構としての何か向かっていくべきところが、もう方途は何かに書いてあるからということで全部省略されていますので、パブリック・リレーションズという面から見ると少し舌足らずかもしれないなと思うのですが、ここはお任せするというので、先ほどのご意見の中の1番目を含めてお答えいただけますか。

1番目も、貸付型の再検討を……。 「検討」になってしまうとちょっと書けないということもご意見の中にございました。いわば独立行政法人としては中期計画というところにはなかなか書きづらいけれども、機構の今後のあり方を相当左右しそうな戦略的事項についての今後の進め方については、どういうところで立案し、また、進めていかれるかということではないかと思うのです。この辺を少しお答えいただけたらと思います。

金澤課長 ご指摘の点は、どちらかといえば、今回の中期計画というよりは、国としてもともと騒音防止法の中に再開発事業の根拠を入れておりますので、譲渡型と貸付型と2つの制度を組んでこれまで動かしてきているのですが、確かにご指摘のように、うまく成功すれば機構にとっては安定的に賃料が入ってくる。それを次の展開の財源に充てられるという安心感もあるのですが、うまくいかなかったときには不良資産化して、賃料が入ってこないのに持っていなければいけないというリスクもありますので、課題であることはご指摘のとおりかと存じます。今回の中期目標・計画の文章表現の中で処理するということは難しい。むしろ私ども国として1つの政策のあり方、機構のこれからの事業展開のあり方として、政策問題としてこれから預らせていただくということでお許しいただければというか、そこはまさにご指摘のとおりで、国の仕事としてやっていかなければいけないと思いますので、そういう宿題として扱わせていただければと思います。

盛岡分科会長 それで結構だと思います。

では、代替地の件ですが。

事務局 最近、代替地の需要と現在の機構が持っている保有区画数を比べますと、持ち

過ぎているというのが実態かと思えます。コトスもかかりますし、できるだけ身軽になるという趣旨で、1区画ないし2区画だけ、必要最小限は持っている。それで需要がなければ、やむを得ず一般の方にも売るとというのが現実的対応ということです。ただし、法律上、移転補償事業を進める中では、住民の方から、お金ではなくて代替地でという要求も将来的にはあり得ますので、場合によっては新たに取得するような必要性も生ずる可能性はあり得る。その際には、処分の確実な見込み、住民の意向等も確認しまして、長期間持つようなことにならないように、本当に必要性を見極めて取得し、確実に処分するという趣旨で、長期間持ち過ぎないという趣旨です。2点を同時並行に書いているのでちょっとわかりづらいのですが、文章の趣旨としてはそういうようなこととございます。

盛岡分科会長 ありがとうございます。安河内委員さんの意見の中で、例えば大阪、それから福岡の16年、17年の固有事業の額が増えていくのは、ちょうど7件の再開発事業の時期ではないかということも含めて、こういう財務上の計画と、それから投資的、あるいは業務的内容の計画の記述をどの程度相照らし合わせて読むことができるか。あるいは、それがいわば独立行政法人としての中期計画ということの中身ではないかという気もするのですが、その点の記述のレベルが、今回は事業内容的側面だから書けないというところがありまして、とりあえず、それを積み上げた収支計画のところだけは、あるいは資金計画のところだけはきちんと書き出したと。そして、それはコスト削減の対象という点から効率化を図ったというのがご説明の趣旨かなと思うのですが、PRの観点から見て、もう少し書き込んだらどうだというご意見については、どんな受けとめ方をされますでしょうか。これは難しいとは思いますが、どなたがお答えいただけますか。

機構経理課長代理 数字の積み上げについてご説明いたします。いずれも20億円、21億円となっておりますのは、1つ大きな要因としては、業務外支出といいまして、過去に借り入れた借金返済がございます。特に有利子につきましては5年未満でピークがやってまいりますので、大阪につきましてはミドリ電化の関係で16年度、福岡につきましては寿屋の関係で17年度がいわゆる償還のピークを迎えるわけとございまして、例えば大阪の16年度の20億円の72%は業務外支出でございますし、福岡の21億円の約半分、54%は業務外支出という内容になってございます。そういう側面があるのが1点。

あと、事業投資的に再開発事業をやるということのも積算の中身には入ってございます。大阪においては16年度、福岡においては17年度に、他の年度と比較しまして、再開発事業をここで推進するという中身と両方入ってございます。

金澤課長 最終的な上積みとしての数字は表示されているのですが、その裏づけの事業がないものですから、そういう意味で一般の人に対する、これを見る人に対するアカウンタビリティに欠けているところは確かにあると存じます。ただ、一応全体の今回の中期目標、中期計画（案）に掲げる事項を、ほかの法人同様に忠実になぞったものをつくると、その中に事業計画というものは計画記載事項になっていないものですから、今回も事前に資料送付させていただく時点では、事業計画という資料をお送りさせていただいているのですが、そういう意味合いがあって、本体の本資料には添付させていただいていないということがございます。

実際に、例えばホームページ等で機構の中期計画はこうですということを書く段階になれば、そのホームページは単純に今回の委員会資料を掲げるというやり方もありますし、いろいろこれから機構はこんなことをやっていきますというような注釈・説明を付けながら出すということもございますので、その辺はこれからの一般の人に対するご説明の工夫をどうしたらいいかという意味での宿題とさせていただければありがたいと存じます。

廻委員 一般の人から見ると、今おっしゃったように、中期計画と目標と予算計画というもののリンクが見えないので、何かよくわからなくなってしまったというのがありますので、それをうまくご説明いただくことは必要だと思うのですが、先ほど安河内委員のおっしゃったように、この2番のところの消してあった頭出しの部分をもし入れるとしたら、1つだけ入っているのも変ですから、ほかのところにも入れなければならなくなりますから、それを全部まとめたようなものを頭にちょっと出して、少しわかりやすくするようなことはいかがでしょうか。これはデジタルに1個ずつはあるのですが、総体の姿が見えづらくなっていますので。

盛岡分科会長 ありがとうございます。そうしましたら、時間の関係もございまして、まだご意見はこの点についてもあろうかと思いますが、一応、ご提案いただいております中期目標及び計画（案）で、字句修正をいただくところは私のほうで今確認しながら進めてさせていただきました。

幾つか大きなポイントで、先ほどの再開発事業の貸付型等々につきましては、政策課題として今後、国の仕事として受けとめていく。それから、事業計画と財務計画との関連とありますが、つながりを含めて、中期計画として示していくという点については、今回の中期計画の策定の過程ではそういった仕様にはなっていないけれども、最終的に独立行政法人化した段階での空港周辺整備機構の情報提供の過程では、それも併せて可能なところ

はお示しいただくことを期待しますということをお願いして処理をされたということで、幾つかのご意見の中で受けとめることはできたけれども、なかなか受けとめることができなかった部分もございますが、総じて、いただきました中期目標・計画（案）について、基本的には承認をしていくような方向で取りまとめたいと思いますが、最後の点の字句修正につきましては、もしよろしければ、分科会の会長のほうにご一任いただければと思います。

時期の問題がございしますが、まだ実は川田委員さんのご意見を伺っていないので、そういう切り方をするのは本当はよくないと思うのですけれども、どうしましょうか。時期が10月1日という点からしますと、それほど余裕はございません。基本的には了解を得られていると思うのですが、では、川田委員さんのほうで、非常に致命的な問題がないかどうかだけ少なくともご発言いただきたいと思いますが、どうぞ。

川田委員 私は、基本的には致命的な問題点があるとは思いません。この内容について強い異議があるわけではありません。

ただ、今から申し上げることが本分科会の議題ではないと思い、質問して良いかどうか迷っていたのですが、ちょっとお尋ねします。

前回に、周辺整備機構が今やっておられる仕事、土地利用規制とか、それに絡む再開発とか、そういうものを集中的にやっていたらということも重要であると申し上げました。後で考えてみたのですが、大阪府とか福岡県とか、この件は地方自治体にこそ馴染む仕事ではないかという気がしてきました。今までに独立行政法人として決まる過程において、そういう議論もなされたのかどうか、ちょっとそれをお聞きしたい。それを考えませんと、どうも、今後の中期計画について自分の頭の中ではしっかりこないというのが正直なところでございます。今後の4年半についてこれでおやりになるのは結構ではないかとは思いますが。

金澤課長 まさに、ご指摘のような自治体絡みの仕事があればこそ独立（した）法人として生き残っている。もしこれが国だけの事業であれば、何も法人化せずとも、国が直轄でやれば良いのではないかと。ただ、法人化が必要だと主張して残っておりますのは、まさに自治体が絡むべき仕事の中に含まれているので、自治体からも出資してもらったこういう独立行政法人として存続する、そういう議論の筋をたどったように思います。

盛岡分科会長 ありがとうございます。まことに申しわけございませんが、基本的にはご了解いただいたということで進めさせていただきます。伺うところによりますと、

4時から別の会議があるということなので、何としても1分前にでもおさめないといけないなと思っているのです。その点で、業務方法書とか、役員給与規程とか、退職金がどうか、この点につきましては、まずご説明いただきますけれども、特に問題になるようなことはないだろうと思いますので、できますれば、時間を節約して説明を短くしていただければと思いますが、よろしく願いいたします。

石垣理事 それでは、7ページをお願いします。資料2でございます。業務方法書の説明をさせていただきます。

整備機構が独立行政法人として発足するに当たりまして、通則法第28条の規定に基づきまして、国土交通省令で定められた事項を記載しまして、機構の業務の実施方法について具体的に策定することとなっております。したがって、今回、新規に制定することになります。

記載事項といたしましては、目次をご覧くださいと、節に分けて記載しておりますのでわかりいただけたと思いますが、大きくは7項目とその他の雑則事項でございます。認可法人の業務方法書と比べまして、新たに追加した内容の主なものといたしましては、地方公共団体との調整を図る機関として連絡協議会を設置すること。先ほどもお話が出ました。それから、二種区域だけではなくて、第一種区域内の移転跡地につきましても再開発用地として借り受けること。また、契約の方法としまして、一般競争入札を明記したということでございます。その他の事項としましては、宅地建物の譲渡につきまして、宅地建物取引業法の手法に準じた方法による業務の実施、共同住宅の管理及び用途に関する事項等を記載しております。

以上が業務方法書の説明でございます。

続きまして、11ページの資料3と、14ページの役員退職手当支給規程、そこまでやらせていただきます。

この2つの規程につきましては、独立行政法人の通則法第62条、この条文につきましては、役員の報酬等と評価委員会の意見の申出に係るものでございます。この規程に基づきまして、役員に対する給与及び退職手当の支給に関して、必要な事項を定め、役員の給与と退職手当の水準の適正化を確保しますとともに、機構の業務運営の透明性の確保を図ることを目的としております。

役員給与規程(案)の主な内容につきまして説明をいたします。

まず、役員の俸給月額でございますが、理事長が103万3,000円でございます。

理事長代理が94万9,000円、理事が85万4,000円、幹事が77万3,000円となっております。俸給月額以外の手当としまして、大阪勤務の役員につきましては俸給月額の100分の10、福岡勤務の役員につきましては俸給月額の100分の6の特別調整手当を置く。それから、国家公務員が国の任命権者の要請に応じまして、国を一旦退職して機構の役員となった場合には、国の一般職給与法の例に準じまして単身赴任手当を支給する、こういった規定を設けております。また、6月1日及び12月1日に在職する役員に対しまして、俸給等月額に国の一般職給与法に規定する支給割合の3.5を乗じた特別手当を支給することとしております。

新たに定めた手当としまして、非常勤役員手当を設けております。これは、非常勤役員である監事に対しまして支給する手当でございます。算定根拠につきましては、常勤監事とのバランスを考慮しまして、年間出勤日数をもとに定めております。また、経過措置としまして、認可法人の役員から引き続き独立行政法人の役員になった者、これは4人おりますけれども、これに対しまして、8月8日に今般出ました人事院勧告を反映するために、認可法人で支給された給与につきましては、独立行政法人の役員給与規程で支給された給与の内払いと見なす規定を補則として設けております。12月に人事院勧告が実行に移されると思いますが、その場合には遡って認可法人のときでも対応していく、このようになります。

続きまして、役員退職手当支給規程(案)の主な内容を説明いたします。

役員退職手当の額の算定につきましては、在職期間1カ月につき、退職の日における俸給月額に100分の28の割合を乗じて得た額としております。退職手当の支給に係る特例としまして、国家公務員が国を一旦退職して機構の役員となった場合の退職手当の対象となる在職期間についてですが、機構の在職期間に国家公務員としての在職期間も含むということを規定しております。また、その者が再び国家公務員となるため、機構を退職する場合には、機構は退職手当を支給しないということ等の特例を規定しております。

なお、経過措置としまして、認可法人の役員から引き続き独立行政法人の役員になった者の在職期間の算定につきましては、認可法人における在職期間を独立行政法人の在職期間に含むものとします。また、平成14年4月1日以前から認可法人の役員であった者が引き続き独立行政法人の役員になった場合の平成14年3月31日までの在職期間につきましては、在職期間1カ月につき、支給割合を100分の36とする規定を補則として設けております。これは、平成14年4月1日に支給割合の変更があったことによるもので

ございます。

以上でございますが、役員給与規程（案）及び役員退職手当支給規程（案）の説明を終わらせていただきます。

盛岡分科会長 ありがとうございます。ご説明いただきましたが、特に何かご指摘いただくことはございますでしょうか。

たしかもう1点ございましたね。償還計画がございますので、よろしくをお願いします。

機構経理課長 では、引き続きまして、17ページ、資料5をご覧くださいませでしょうか。長期借入金でございますけれども、年度別に表示をさせていただいております。この17ページの借入先ということで、政府無利子借入金、政府保証借入金と地方無利子借入金、それと特別転貸債借入金、こういう状況で借り入れることになっております。政府保証借入金等につきましては、60年度の欄、あるいは特別転貸債借入金ゼロになっておりますけれども、既にこれは償還が終わっているということでございます。

長期借入金の合計でございますけれども、21ページをご覧くださいませでしょうか。ここに合計という欄がございます、項目としまして一番左の長期借入金の総額というところでございますけれども、これがこの10月1日時点の借入金の残ということでございます。これは単位は円でございますので、61億4,800万円ということでございます。右にいきまして、15年度借入見込額が8億1,600万円で、償還予定でございますけれども4億8,900万円。15年度末の償還未済額、残高でございますけれども、64億7,500万円ということでございます。

さらに、次の22ページをご覧くださいませでしょうか。私ども、借入れにつきましては、今ご欄いただきました借入れと、それから空港周辺整備債券ということで、これは金融機関のほうに引き受けをさせていただいているわけですけれども、縁故債というのを発行している状況でございます。この合計でございますけれども、このページの一番下の行でございます。合計欄、同じように発行総額ということで、10月1日時点で35億200万円。これは単位は円でございます。15年度の借入予定額が2億6,300万円、償還予定額が2億4,600万円で、15年度末の残高が35億2,000万円という予定でございます。

長期借入金と空港周辺整備債券を合わせますと、借入総額は10月1日時点が96億5,000万円でございます。新たな借入・償還を行いまして、15年度末の借入金等の合計が99億9,500万円という状況でございます。

以上でございます。

盛岡分科会長 ありがとうございます。それでは、もう4時になってしまいましたが、ここで締めるというわけではなくて、せっかくご説明いただきましたので、少しはご意見の交換をしていただきたいと思います。特に最後の借入金の返済という部分は、なかなか大変なことだと想像いたしますし、これはご意見は多々あるかと思いますが、いかがでございますでしょうか。

業務方法書というところにつきましても、これは基本的な重要な文書でございますので、何か抜け落ちがありますと非常に困りますので、よくご覧いただきたいと思います。役員報酬・退職手当というのはなかなか発言しにくい分野でございますので。

川田委員 先ほどどなたかおっしゃったと思いますが、別途また検討していくということですが、それでよろしいのでしょうか。役員報酬とか人件費の問題です。もう少し申し上げますと、この数値が変わる可能性があるということでしょうか。後日また数字が変更になる可能性があると言っていたらっしゃいましたが。

金澤課長 先ほどちょっと発言の中でありましたのは、今、人事院勧告が一般職員について減額の勧告が出ておりますので、一般職員について減額の勧告がそのとおり実施されるとすれば、役員についても、金額はちょっと確定いたしておりませんが、しかるべき形でまた減額になる可能性があるという趣旨で申し上げました。

石田委員 ぶしつけな質問ですけれども、大体ほかの独立行政法人と横並びというふうを考えてよろしゅうございますか。

石垣理事 そのとおりということですが、他の先行独立行政法人と比較しましても、また、国土交通省の中の、今回、6つの独立行政法人ができるわけですが、それと比較しましても、例えば横並びといえますよりも、他の5つの独立行政法人になろうとしているものと比べましても、下から2番目ぐらいのところに位置しているかなど。そういうことですので、決して突出して高いとか低いということではないだろう、そのように思っております。

盛岡分科会長 ありがとうございます。安河内委員、この財政見直しについてはどうですか。

安河内委員 2点お伺いしたいのですけれども、1つは、財政見直しは余りよくわかりませんが、こういう借入金は何だかどんどん増えていて、100億円ぐらいあるというお話を今お伺いしまして、年間の予算が大体140億円とか、そんなものですか。よ

くわからないですけれども、何かものすごく借入金が多いように思いますけれども、この借入金を圧縮するというふうなことについて、どこかに目標とか計画に記載がありましたでしょうかということをお伺いしたいのと、もう一つは、7ページの資料2の業務方法書の中で、共同住宅のことについてはどこにどういう記載があるのでしょうかという、この2点についてお伺いしたいのですけれども。

盛岡分科会長 2点ご指摘いただいておりますが、まずは借入金というのを見ると、償還期間の違うものもありますけれども、わりと10年未満で半分くらい占めているんですね。それで、4年半たったときに増えるというのは、なかなか大変だなと。

機構経理課長代理 一つは、10年となっておりますので、これは無利子でございますので、有利子の分は5年未満。あと、特別転貸債というのは地方公共団体から借り入れておりますが、それが10年というサイクルですずっと回っております。基本的には、固有事業を実施するには、長期借入を行いまして、それを財源として行うという資金スキームでございますので、当然、借り入れなくてもいいだけの業務収入が発生するようになれば、それはまた圧縮ということもあるのですが、現時点においては、事業を行うのに借入金をするという形になっております。

あと、借入金の圧縮という目標はどこかに記載があったかというご質問でございますが、これにつきましては、有利子負債額を圧縮するというようなこともいろいろ検討したのですが、固有事業を実施するのに、かえって有利子負債額を借りないと実施できないスキームでございますので、足かせになるということでございますので、有利子負債額を圧縮せよということは事業をやるなというふうなことになってくるという、ジレンマがございますので、それで、借入金の圧縮、有利子負債の圧縮というような目標としての記載を断念したというか、勘弁してくださいという形になっておるということでございます。

盛岡分科会長 業務方法書の中の共同住宅の件でございますが。

石垣理事 認可法人の間におきましては、共同住宅というのは建設も含めてやるという位置づけでございましたが、独立行政法人になるに当たりましては、もう建設事業はしませんと。ただし、6棟ありますので、その維持管理はやって早く処分をなさないと、こういう方向になっております。したがって、今度の騒防法の中でも、本文から落ちまして、それを受けまして、業務方法書でも、一番最後に触れたのですが、附則のところ、業務方法書の最後のところ、10ページ、附則の2のところ「住宅の管理等」とありますけれども、そこに、機構は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する

る法律の一部を改正する法律の附則第4条第1項の規定に基づき、当分の間、移転者のための住宅棟の管理及び譲渡を行うと、ここに規定をしておるということでございます。

盛岡分科会長 平成14年に一部改正されているんですね。その中には、建設行為というのはいないということですね。

石垣理事 はい。

盛岡分科会長 ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

司会として時間の扱いを間違えまして、大変ご迷惑をおかけいたしました。2点ございましたが、中期目標(案)、中期計画(案)、いずれも当分科会としては承認をされたということ。それから、今ご意見を伺いました償還計画(案)それから、業務報告書(案)、役員報酬規程(案)、役員手当支給規程(案)につきましても、当分科会としてご承認をいただくということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

盛岡分科会長 それでは、了承するという事で承ったということにいたしたいと思えます。

それでは、第2回目の分科会は以上で終了したいと思っております。この2回の審議結果は独立行政法人評価委員会の規則に従いまして、この分科会の上部にございます評価委員会の木村委員長様にご報告するということになりますが、恐れ入りますが、詳細の特に表現の細部につきましての調整は、分科会会長であります私に一任をしていただきたいと思いますと思っておりますがよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

盛岡分科会長 ありがとうございます。では、ご承認いただいたということで、私の議事進行は以上で終わりたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。

千葉室長 本日は、長時間のご審議、大変ありがとうございました。

なお、本日の分科会の内容につきましては、議事要旨及び議事録を作成の上、公表することとさせていただきたいと存じます。議事録の公開に当たり、事前にその内容をご確認していただくため、委員各位にご送付させていただきますので、お忙しいところ、大変恐縮でございますが、ご発言内容のご確認をお願いいたします。

なお、第1回の議事録案につきましては、先に皆様にご確認をお願いしたところ、何カ所か修正のご指摘をいただきましたので、所要の修正を行ったものを近日中に国土交通省のホームページで公開させていただきます。

また、第3回以降の分科会につきましては、新法人が実際に事業を行い、その実績が出た後の評価を行うこととなりますので、後日連絡させていただきたいと思います。

以上をもちまして、第2回独立行政法人評価委員会空港周辺整備機構分科会を終了させていただきます。ありがとうございました。